

## 社会福祉法人松寿会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松寿会（以下「当法人」という。）定款第9条、第23条及び評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の各号のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、役員報酬は支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合は、次のとおり報酬等の区分に応じて定めるものとする。
  - ① 報酬については、別表1に定める額
  - ② 非常勤役員等が職務のため出張したときは、①の報酬の他に、旅費規程に基づく旅費の実費を支給する。
- (3) 非常勤役員等が理事会・評議員会等への出席、並びに、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表2により費用を弁償する。

### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期等は次の各号による。

- (1) 非常勤役員等に対する報酬等は、当会議に出席、及び法人業務のために出勤した都度支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (端数の処理)

第5条 この規程により計算金額に端数が生じたときには、つぎのとおり端数処理を行う。

100円未満の端数については、100円単位の切り上げとする。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程を以って社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表 1

## 非常勤役員等の報酬

摘 要	日 額
理事会、評議員会等 会議への出席 評議員選任・解任委員会への出席	5, 0 0 0 円
上記のほか、法人業務のための出勤	5, 0 0 0 円

## 別表 2

## 非常勤役員等の交通費

- (1) 自宅からの距離（Google 地図検索による最短距離）に応じてタクシー運賃（坂出地区）の往復分を支給する。ただし、100円未満の端数については、100円単位の切り上げとする。

※坂出市タクシー運賃（平成28年11月現在）

- ・初乗り運賃（1.5Kmまで） 595円
- ・加算運賃 90円／330m毎

なお、運賃は改訂された都度見直す。

- (2) 計算例（片道20Kmの場合）

$$(((20\text{Km}-1.5\text{Km})/330\text{m}) \times 90\text{円} + 595\text{円}) \times 2(\text{往復}) = 11,280\text{円}$$

100円単位の切り上げ 11,300円

- (3) 計算例（片道1.5Kmまでの場合）

$$595\text{円} \times 2(\text{往復}) = 1,190\text{円}$$

100円単位の切り上げ 1,200円

以上